

從來總同盟内外婦人部對する宣傳及運動を具体的に  
表したる事以て爲め、各種工場を單位とした組合組織は  
於て常ニ旧習慣の因襲にて只自然、運命ニ婦人労働者  
を放任して居た。然し日本ニ於ける婦勞動階級の内には多數  
の婦人労働者が多く、又産業上見ゆる事々出来たる習熟力  
を持つて居る。故に此の勢力を組織すべく又覺醒したる  
勢力を擴大し、組合的組織を完成する前提として總同盟  
内外の婦人部を設置し、具体運動を起す事に本案が  
提出されたのである。

#### △ 実行方法

④ 總同盟内外婦人部を設立、婦人労働者ニ組織、促進せ  
しめるため、各組合婦人部をして活動せしめる。

⑤ 各組合及支部に所屬する婦人組合員を婦人部と  
一團組織し、他の各組合、支部の婦人部と提携聯絡を  
とること。

### 八、會則改正の件 (總同盟本部提出)

#### △ 改正條項

會則第三條の部門中より庶務部、會計部を削除し  
新しく政治部を設置すること。

#### △ 理由

庶務部、會計部の削除に就ては、總務、庶務は本部主事が  
會計は本部會計課之を掌管する所以別に部門を設置する必要